



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

毎年秋頃に行われる公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員との意見交換に合わせて、それぞれの地域に根差した事業を行っている法人を訪問しています。今月は北海道・東北及び、東海・北陸ブロックの法人を紹介します。（関連記事4～5ページ）



①北海道・東北ブロック（↑）
公益財団法人
釜石・大槌地域産業育成センター
＜東日本大震災後の現在の建物外観＞

②東海・北陸ブロック
公益社団法人岐阜県交響楽団
＜2017年 ファミリーコンサート＞
（↓）



委員の法人訪問記



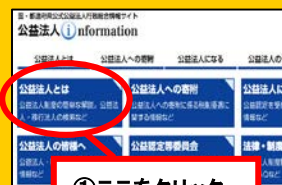
目次

- P.2
よくある質問への回答
（公益法人の役員等が辞任等した場合の対応）
- P.3
よくある質問への回答（続き）
「テーマ別セミナーの開催」のご案内
- P.4
委員の法人訪問記①
公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター
- P.5
委員の法人訪問記②
公益社団法人岐阜県交響楽団
- P.6
申請サポートに関する情報・その他お知らせ
（公益認定申請サポート・法人運営相談の開催等の日程について）

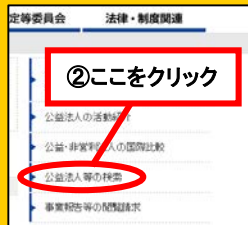
ホームページで **公益法人の検索** ができます。
寄附先等の検索に御利用ください。

「公益法人information」

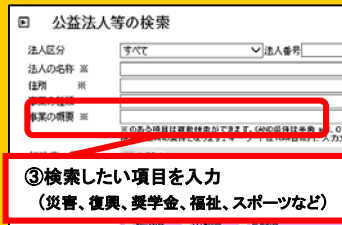
- ①公益法人とは
- ↓
- ②公益法人等の検索
- ↓
- ③事業の概要に
検索したい項目を入力



①ここをクリック



②ここをクリック



③検索したい項目を入力
（災害、復興、奨学金、福祉、スポーツなど）

10月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 （注）
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	799	123	713
	財 団	1,643	327	875
都道府県	社 団	3,354	108	4,205
	財 団	3,700	449	2,962
合 計		9,496	1,007	8,755

（注）公益目的支出計画実施法人（平成29年10月31日現在）

よくある質問：公益法人の役員等が辞任等した場合の対応

内閣府では、公益認定申請や公益法人運営を支援するため、個別相談や電話相談を実施しています。ここでは、お問い合わせの多い質問について回答します。

質問

公益法人の理事や監事、評議員が、任期途中において辞任する、あるいは亡くなるなどした場合、どのような対応が必要でしょうか。

回答

以下のとおり、（１）法人内部における対応、（２）行政庁に対する手続、が必要です。

（１）法人内部における対応

任期途中の辞任、死亡、解任等（以下「辞任等」といいます。）によって、公益法人の理事や監事、評議員（以下「役員等」といいます。）が欠ける場合があります。こうしたとき、定款に定められた役員等の人数（以下「定員」といいます。）を下回る場合と下回らない場合では対応が異なりますので、別々に説明します。

① 定員を下回る場合

- ◆ 定員が「〇名」となっている場合は、一人でも辞任等すれば定員を下回ることになります。他方、例えば定員に「〇名以上〇名以内」などと幅を持たせている場合には、最低定員未滿となると定員を下回ることになります※。
- ◆ 定員を下回る場合には、速やかに臨時社員総会（臨時評議員会）を開催し、新たな役員等を選任するとともに、辞任等した理事が代表理事であった場合には、理事会を開催し、新たな代表理事を選定しなければなりません（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」といいます。）第90条第3項、第197条参照）。
- ◆ また、予め補欠の役員等が選任されている場合には、その人が当該役員等に就任することになります（法人法第63条第2項、第177条）。
- ◆ なお、辞任した役員等は、新たな役員等が就任するまでは役員等としての権利義務を有することになります（法人法第75条、第175条、第177条）。

② 定員を下回らない場合

- ◆ 定員に「〇名以上〇名以内」などと幅を持たせている場合、辞任等があっても最低定員未滿とならなければ、定員を下回ることにはなりません※。

（次頁に続く）

(続き)

- ◆ 定員を下回らない場合には、**新たな役員等を選任するかどうかは法人の任意**になります。ただし、辞任等した理事が代表理事であった場合には、理事会を開催し、**新たな代表理事を選定**しなければなりません（法人法第90条第3項、第197条）。
- ◆ なお、**辞任した役員等は、定員が満たされているので役員等としての権利義務を有しません。**

※ 役員等の定員に関する定款の定めが法人法上の規定（法人法第65条第3項等）を満たしていることが前提です。

(2) 行政庁に対する手続き

(1)①、②のいずれの場合も行政庁に対する届出が必要です

役員等が変更となった場合には、**遅滞なく変更の届出を行うことが必要**になります（認定法第13条）。公益認定等総合情報システム（電子申請）に用意されているB4-1「変更の届出」の書式に入力して行政庁に届け出てください。

- ◆ 提出（入力）する書類は、届出書（かがみ文書）、別紙1「法人の基本情報について」（代表者の変更がある場合のみ）、登記事項証明書、役員名簿（就任（又は退任）した理事等の名簿、理事等の名簿、役員等名簿（閲覧用）の3種類）、確認書、事業・組織体系図（変更がある場合のみ）です。

おわりに

- ◆ 役員等が任期途中において辞任、あるいは亡くなるなどした場合でも慌てずにすむようにしておくためには、定員について、定款に「〇名以上〇名以内」などと幅を持たせ、最低定員を超える役員等を選任しておく、予め補欠役員等を選任しておく、などの方法があります。
- ◆ ご不明な点は、公益法人information をご覧いただくか、行政庁までお問い合わせください。

お知らせ

応募締切：11/22(水)

平成29年度「テーマ別セミナー」(第2回)のご案内

会場の都合上、応募多数の場合は、**先着順**として申込み期限日前に締め切らせていただきます。

※本セミナーの受講は無料です。

今回は公益法人の会計・税制担当の方を対象に、テーマごとに解説します。

日時：12月7日（木）13:30～16:10（予定）

場所：日本消防会館（東京都港区）

《応募方法》

ご応募の方は、こちらをご参照ください。

「公益法人information」トップページ



ページ下部

「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」



【12/7(水)開催】平成29年度テーマ別セミナー(第2回)



【開催案内】

①寄附税制の基本の「き」

内閣府公益認定等委員会事務局／
公益法人行政担当室職員

②寄附受入れへの第一歩

公益財団法人公益法人協会
常務理事・事務局長 鶴見 和雄氏

電話 03-5403-9586

メール koueki-seminar@cao.go.jp

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>



平成29年9月8日に岩手県にて開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（北海道・東北ブロック会議）に際し、公益認定等委員会の山下委員長及び小林委員が、前日に「公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター」を訪問しました。その様子を紹介します。



野田理事長（釜石市長）、平澤専務理事（センター長）、小笠原事務局長及び、岩手県、釜石市の方々にご対応いただき、事業活動や運営などに関する意見交換を行いました。



施設見学

企業が利活用できる施設や、企業のほか大学の研究機関が入居しているところを見学し、特に岩手大学三陸復興地域創生推進機構の「釜石ものづくりサテライト」の詳しい説明を受けました。釜石ものづくりサテライトには、各種加工機械（5軸マシニングセンタ、放電加工機、成形研削機）、計測機器（3次元測定器）や設計機材（3次元CAD/CAM）等が置かれ、地域企業が自由に使用でき、技術向上や新製品開発のため試作等に活用しているとともに、企業訪問や技術講習会等も実施しているとのことでした。



施設見学

また、当日は、釜石・大槌地区と他府県等の企業相互に販路や加工技術について情報交換する「ビジネスマッチングin釜石」の初日でもありました。今回のビジネスマッチングでは、釜石・大槌地区とともに大阪の企業が参加しており、



ビジネスマッチングin釜石

出展されている企業紹介パネルや製品展示を拝見するとともに、出展企業の方からも直接に製品の説明を受けることができました。

公益財団法人

釜石・大槌地域産業育成センター

岩手県釜石・大槌地域における産業支援、中小企業振興の拠点となるべく、財団法人として平成4年に設立されました。

平成23年の東日本大震災の津波では、施設が大規模半壊となり、特に1階部分は壊滅的な損傷を受けましたが、「先頭にたって地域振興を進めてほしい」という市民の声により施設を復旧させるとともに、被災中小企業者の復旧・復興を最優先に、グループ補助金の申請支援、かまいしキッチンカープロジェクトの立ち上げ、中古機械設備の斡旋・提供等、復興の拠点と地域の発展のために活動を行いました。平成25年から公益法人として活動しています。



東日本大震災の津波により、1階部分が全壊

法人公式ホームページ
<http://ikusei.or.jp/>

野田理事長のお話

震災復興の状況を中心に説明を受けました。29年度から「復興まちづくり基本計画」（10年間）の「後期」に入り、これまでの応急・前期では被災状況に応じた取り組み、中期では希望・可能性を追求した復興から、後期では次世代に向けた「自立」を目指す時期に入ったとの説明を受けました。

また、地域の人口減少も課題で、震災前は岩手県の海沿い12市町村で28万人であった人口が、今後、震災と高齢化の影響から半分の14万人になるという人口推計もあるとのことでした。

このような状況のなかで、海沿い12市町村の中で公益法人としてこのような活動をしているのは本法人のみであり、センターがその拠点となり、地域活性化の知恵を出して、「三陸が日本活性化のモデル」となるようにしたいとのことでした。

意見交換

平澤専務理事と小笠原事務局長から、復興支援のための地域調査や現在取り組んでいる研究開発、商品開発の事例について説明を受けました。

スタッフや地域の企業の皆さんとともに、いろんな地域から応援を受け頑張ってもらって、さらにラグビーワールドカップ2019釜石開催の勢いもあるところですが、積み上げてきたものを維持し、自立した地域づくりを目指しているとのことでした。



委員の法人訪問② 公益社団法人岐阜県交響楽団



平成29年9月15日に岐阜県にて開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（東海・北陸ブロック会議）に際し、公益認定等委員会の山下委員長及び小林委員、恵委員が、前日に「公益社団法人岐阜県交響楽団」を訪問しました。その様子を紹介します。



公益社団法人岐阜県交響楽団

1953（昭和28）年 岐阜交響楽団として発足
1975（昭和50）年 社団法人岐阜県交響楽団に改組
2011（平成23）年 公益社団法人岐阜県交響楽団に移行

様々な職業人で構成されている、
アマチュアオーケストラです。

公式ホームページ

<http://www.ktroad.ne.jp/~gikyo/>

今回の訪問では、岡本理事長、早川常務理事、本村事務局長と、法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。

「地域の文化のバロメーターは、地域の交響楽団である。オーケストラがしっかりしていない地域は、文化不毛の地域である」64年前、岐阜交響楽団創立時のリーダーであった宮崎直一氏（岐阜大学教授・当時）は、絶えずそうおっしゃっていたそうです。

♪ 練習場の保有

創立45周年の平成10年に自前の練習場が欲しいとの団員・役員の熱望が結集し、自ら寄附をするとともに、各方面に働きかけた結果、様々な支援を受けて練習場が完成しました。このような練習場をもったアマチュアオーケストラは、日本はもちろん世界でもあまり例がなく、法人の誇りとなっているそうです。



♪ 海外公演の実現とこれから

「次は海外へ」と目標を大きく掲げ、55周年公演をウィーン楽友協会「ムジークフェライン」の大ホール（黄金のホール）で、満席の来場者を迎えて実現しました。60周年は支援して頂いた地域の方々に感謝し、少しでも地域の音楽文化向上に貢献するようなコンサートをということで、未訪問だった地域に出向き、県内全域への訪問公演を完遂、また地元での記念公演（マラー「復活」）を開催しました。今年で創立64周年。創立70周年には、NYのカーネギーホールでの公演を計画しているそうです。

♪ 国内での公演

専用の練習場ができたことで、次は各楽団員の音楽技術を向上させることにより、演奏力を向上させ、聴衆に感動を与えるオーケストラになることが目標となり、創立50周年記念コンサートをサントリーホールで行うことを目標として、団員も目の色を変えて練習に取り組み、「東京公演」を成功させました。

楽団の様子

楽団員は、発足当初は約20～30名だったのが、昭和50年に社団法人となってから一気に増えて現在は約120名、このうち15名程度が育児や介護のため活動休止中ですが、常時100名前後で活動できる状況にあり、特に管楽器は、どんな状況でも楽器の種類が欠けることなく演奏できることが強みとなっているそうです。また、ジュニアオーケストラを通じた人材育成にも力を入れており、その卒団生が楽団に加わっていることも大きな財産になっているようです。

さらに、練習場には託児所が設けられ、子育て世代の楽団員も練習に励むことができる環境が整えられているそうです。

課題となる財政面

安定的な寄附金が望めるものではなく、会費が楽団を支えている状況とのことです。記念事業のウィーン公演の際も、団員自らが相応の旅費を負担しており、さらに法人・個人とも会員を増やしていきたいとのことでした。



＜施設見学＞

地域に可愛がっていただき、地域に貢献できるような楽団を目指して、これからも邁進していくことが、楽団員全員の総意であるとのことでした。

地方のアマチュアオーケストラの模範的な姿であるとの印象を強くした今回の訪問となりました。



岐阜県交響楽団の皆様及びご協力くださった皆様に改めて感謝申し上げます。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートをご活用ください。**

本誌情報の予約方法などの詳細は「**公益法人information**」をご覧ください。

公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。11月末から12月上旬にかけて1月分の予約を受け付けます。

<https://www.koeki-info.go.jp/application/index.html>

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分



公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の予定は以下のとおりです。

広島県広島市で開催

日時：11月28日（火）13:10～16:50

場所：広島県庁税務庁舎 3階

申込〆切
11月15日（水）17時

東京都千代田区で開催

日時：12月6日（水）13:10～16:50

場所：アーバンネット大手町ビル 6階

申込〆切
11月24日（金）17時

愛知県名古屋市で開催

日時：12月12日（火）13:10～16:50

場所：愛知県自治センター 4・5階

申込〆切
11月29日（水）17時

その他のサポート

業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586

FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

応募締切：11/22（水）

応募多数の場合、**先着順**として申込み期限日前に締め切らせていただきます。

※詳細はP. 3をご参照ください。

①寄附税制の基本の「き」

②寄附受入れへの第一歩

日時：12月7日（木）13:30～16:10（予定）

場所：日本消防会館（東京都港区）

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。

「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックしてご覧ください。



内閣府公益法人
Facebook



内閣府公益法人
Twitter



内閣府公益法人
メールマガジン

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

募集

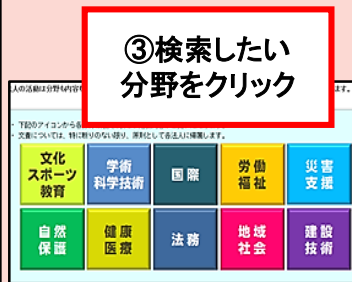
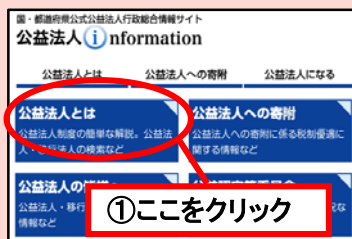
公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及びサイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮ってご応募ください！現在多数の法人活動をHP内で紹介しています。

「公益法人information」

①公益法人とは

②公益法人の活動紹介

③検索したい分野



本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。